

---

## 第6回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和3年9月7日(火曜日)

---

### 議事日程(第1号)

令和3年9月7日午前9時開会

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名        |
| 日 程 第 2 | 会期の決定             |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告             |
| 日 程 第 4 | 陳情について            |
| 日 程 第 5 | 町長提出議案上程          |
| 日 程 第 6 | 町長行政報告及び提案理由の要旨説明 |
| 日 程 第 7 | 提案理由の詳細説明         |
| 日 程 第 8 | 質疑                |
| 日 程 第 9 | 委員会付託             |

---

### 本日の会議に付した事件

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名        |
| 日 程 第 2 | 会期の決定             |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告             |
| 日 程 第 4 | 陳情について            |
| 日 程 第 5 | 町長提出議案上程          |
| 日 程 第 6 | 町長行政報告及び提案理由の要旨説明 |
| 日 程 第 7 | 提案理由の詳細説明         |
| 日 程 第 8 | 質疑                |
| 日 程 第 9 | 委員会付託             |

---

### 出席議員(10名)

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄   | 2 番  | 伊 藤 好 晴   |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹   | 4 番  | 内 藤 眞 一   |
| 5 番 | 高 橋 英 次   | 6 番  | 安 部 誠 也   |
| 7 番 | 景 山 登 美 男 | 8 番  | 安 部 丘     |
| 9 番 | 平 石 玲 児   | 10 番 | 戸 谷 ひ と み |

---

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長      高 木 ゆ か り      書                      記      信      藤              晃

説明のため出席した者の職氏名

|             |   |           |                   |         |
|-------------|---|-----------|-------------------|---------|
| 町           | 長 | 塚 原 隆 昭   | 副 町 長             | 奥 田 弘 樹 |
| 教 育         | 長 | 大 谷 哲 也   | 教 育 次 長           | 石 飛 幹 祐 |
| 総 務 課       | 長 | 那 須 忠 巳   | 防災危機管理室長          | 長 島 淳 二 |
| 会 計 管 理 者   |   | 那 須 和 博   | 基 幹 支 所 長         | 和 田 真 一 |
| まちづくり推進課長   |   | 藤 原 清 伸   | まちづくり推進課<br>総 括 監 | 門 脇 貴 子 |
| 産 業 振 興 課 長 |   | 植 田 勉     | 産業振興課総括監          | 藤 原 一 也 |
| 保 健 福 祉 課 長 |   | 小 玉 千 恵   | 福 祉 事 務 所 長       | 安 部 農   |
| 住 民 課 長     |   | 永 井 あ け み | 建 設 課 長           | 森 山 篤   |
| 病 院 事 務 長   |   | 高 橋 克 裕   | 代 表 監 査 委 員       | 那 須 照 男 |

欠席した職員の氏名

なし

午前 9 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回飯南町議会定例会を開会いたします。

なお、議場は新型コロナウイルス感染防止のため対策をしての開会となりますのでご協力をお願いいたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、6番、安部誠也議員、7番、景山登美男議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

9月2日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。

2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 2番。

おはようございます。

去る9月2日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程を協議しましたので報告します。

会期は、本日から9月17日までの11日間とします。

日程を説明します。

本日はこの後、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。

8日と9日は休会とし、10日に本会議を再開し一般質問を行います。

11日と12日は休会、13日から16日まで各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。

最終日17日は、午前9時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会といたします。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日9月7日から17日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日9月7日から17日までの11日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

6月定例会以降、本日までに飯南町議会議長、または議員として出席した会議等の一覧を、お手元に配付しております。

この中で、6月29日、及び8月25日に開催された雲南広域連合議会の概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりです。

また、8月24日、丸山知事との意見交換では、各町村議会議長重要事項それぞれ1事業を要望いたしております。私は、飯南町の重点要望事項として、7月12日の豪雨災害に対し、島根県からただちに技術的人的支援をいただいたことへのお礼と、幹線道路の防災減災強化と災害への財政支援について丸山知事に要望いたしております。以上、簡単ですが報告を終わります。

なお、これらの関係資料につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

そういたしますと、議長宛てに報告書を提出いたしておりますが、8月24日に執行しました現金出納検査報告書を朗読して検査報告にかえたいと思います。

飯 監 第 5 号  
令和3年8月24日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男  
飯南町監査委員 安 部 丘

#### 現金出納検査報告書

#### 第1 検査の概要

##### 1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和3年7月分の現金の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

##### 2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

#### 第2 検査の結果

飯南町の令和3年7月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

##### 2. 留意改善を要する事項 なし

#### 第3 その他 なし

令和3年7月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付いたしております。計数につきましては省略いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 陳情について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、陳情についてを議題といたします。

本日まで陳情1件を受理しております。陳情文書表と陳情書の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。陳情第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める陳情については、総務厚生常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は総務厚生常任委員会に付託して会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第5 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、認定第1号から議案第68号までの19議案を一括上程いたします。

---

#### 日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を行います。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

みなさん、おはようございます。

本日、令和3年第6回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大についてであります。

先月17日以降、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の実施区域が拡大され、

期間も今月 12 日まで延期されるなど、全国的に感染が拡大し続けていたコロナウイルスは、一時期より感染者数が減少しているものの、重症者数は高止まりの状況にあります。島根県内におきましては、先月は新規感染者数が 40 人を超える日があるなど、連日 2 桁の陽性者の確認が報道発表されていたことから、町といたしましても「飯南町新型コロナウイルス対策本部会議」を都度開催し、情報共有や住民の皆様への注意喚起を行ってまいりました。今月に入り、感染者数も減少傾向にあり、昨日の発表は 1 桁の 2 人でした。

現時点では、幸い町内での感染者の確認がされていない状況の中、全国的に感染者が減少に向かいつつあるかもしれませんが、住民の皆様におかれましては、これまでと同様に感染対策を徹底していただくなど、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

次に、7 月から 8 月にかけて発生しました豪雨災害についてであります。本町におきましては、7 月 12 日の豪雨、8 月 8 日の台風 9 号、そして、8 月 13 日には秋雨前線に伴い大雨警報が立て続けに発表され、住民の皆様には不安な生活を強いられたことと思います。被災された住民の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

7 月の豪雨災害におきましては、国や県からの人的な対応として、災害対策現地情報連絡員「リエゾン」を直後に派遣いただき、併せて国土交通省から緊急災害対策派遣隊「テックフォース：TEC-FORCE」による支援を受けたところであり、本町の被災調査に向けて多大なる貢献をいただき、併せて町職員へ技術的な指導もいただいております。隊員の皆様には心から敬意と感謝を申し上げます。

また、飯南町社会福祉協議会におかれましては、住家被害を受けられた方を支援するため、町内在住の方と町内に勤務していらっしゃる方に限定して災害ボランティアを募集されたところであります。

飯南高校野球部員のボランティア参加などもあり、被災住家 4 軒へ、延べ 40 名のボランティアが支援活動をされたと聞いており、私からも支援活動に参加された方やご登録をいただいた方に感謝申し上げます。

なお、この度の災害において、各種団体様や個人の方から心温まる物的支援や義援金、ご寄附をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。被災者の方々への生活支援や、本町の復旧・復興に活用させていただきます。

次に、飯南町議会議員一般選挙についてであります。任期満了に伴う飯南町議会議員一般選挙が行われ、新たに 10 名の議員がご当選の栄に浴されたところであります。議員各位におかれましては、それぞれの立場で公約を掲げられ、町民の信任を得て見事ご当選を果たされたところであり、改めましてお祝い申し上げますとともに、今後のご活躍をご祈念申し上げます。

また、先月 3 日に開催されました臨時議会において、早樋議長、高橋副議長が選任されたのをはじめ、常任委員会など各委員会の構成も決まり、本定例会から新たな議員構成のもとで諸議案のご審議をいただくこととなります。

私といたしましても、議員各位のご指導を賜りながら、住民の福祉向上に向けて職員とともに全力で取り組んでまいり所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、先ほど述べました豪雨災害において、特に 7 月 12 日に発生した豪雨は、本町に甚大な被害をもたらしたことから、その概要について申し上げます。

当日は、7 時 34 分に「土砂災害による大雨警報」が発表され、8 時 2 分には「浸水害による大雨警報」、8 時 30 分には「土砂災害警戒情報」、8 時 46 分には「洪水警報」など、矢継ぎ早に大雨に関する気象警報が発表されました。

町といたしましては、土砂災害や浸水害の発生の可能性が極めて高いことから、8 時 50 分に町内全域を対象として「避難指示」を発令いたしました。そして、飯石広域農道の土砂崩れなどの報告を受け「災害対策本部」を設置し、同時に消防団へ出動を要請いたしました。

パトロールや情報収集を行う中で、民家の裏山の崩落や家屋への浸水、土砂の流出による道路の寸断など、現場で緊迫する数々の報告があり、安全な避難が出来ないと判断したことから、直ちに身の安全を確保していただくために「緊急安全確保」を 12 時 30 分に発令いたしました。

その際、気象台からは「50 年に 1 度の大雨」と言われ、1 時間降水量が観測史上最大の 71.5mm を記録し、今までに経験したことのない大雨となりました。

この度の「避難指示」の発令により、13 箇所の避難所に 222 名の方が避難されました。避難所の開設にあたり、自治区長様をはじめ、自治会長様や組長様にはご協力をいただき、お礼申し上げます。

幸いにも人的な被害はありませんでしたが、9 月 6 日現在、住家被害として半壊が 2 棟、一部損壊や床下浸水が 19 棟あり、非住家被害が 22 棟ありました。また、多くの宅地への土砂の流入や堆積がありました。

町有施設につきましては、神戸川の越流により「憩いの郷衣掛」の地下設備が冠水し、宿泊及び入浴業務を 8 月 5 日まで休業せざるを得ない状況となりました。

民間施設における被害につきましては、農林会館横にあります J A しまね所有の米倉庫が浸水し、貯蔵されていた米 25 トンが廃棄処分となったとの報告がありました。

道路の状況につきましては、国道 54 号におきましては、三次市布野町横谷地区、雲南市掛合町入間及び多根地区で法面の崩落等により全面通行止めとなり、国道 184 号下来島及び志津見ダム明剣（みょうけん）トンネル付近、県道吉田頓原線奥畑地内、県道邑南飯南線谷高齢者コミュニティセンター付近、その他、飯石広域農道や町道の 10 箇所が通行止めになり、その影響で町営バスも町内のみの運行を余儀なくされるなど、本町が

一時「陸の孤島」となりました。

その他ライフラインへの影響としましては、志々地区をはじめ一部の地区で停電が発生し、約 70 戸の世帯に影響がありました。

被害状況等の調査につきましては、翌日から町職員や関係の皆様と行ったところであり、先月末現在で農地・農業用施設 358 件、被害額 17 億 4 千 4 百万円、道路や河川などの公共土木施設 104 件、被害額 14 億 8 千万円、林道災害 49 件、被害額 1 億 7 千 4 百万円、宅地裏の林地崩壊災害 6 件、被害額 6 千 6 百万円、治山事業に該当する災害 4 件、被害額 2 億円を確認しており、合計 521 件、被害額 36 億 6 千万円余の大きな被害を受けております。

また、農作物につきましては、水稻で 12.8ha、被害額 1 千 5 百万円余、果樹・野菜で 2.5ha、被害額 1 千 9 百万円余の被害を受けております。

被災調査につきましては、復旧事業を円滑に進めるため、現地調査段階から島根県や島根県土地改良事業団体連合会の職員を派遣いただき、体制の強化を図るとともに、災害に関する応急対策費や査定に向けた業務費など 5 億 2 千万円余を、臨時会において承認及び議決いただき予算化いたしました。

今回の被災調査におきまして、自治区長様をはじめ関係の皆様には、迅速に情報提供をいただき、大変感謝申し上げます。

調査内容等につきましては、ご報告いただいた方に、状況と今後の対応を説明しているところであります。

現在、災害査定に向けた準備を進めているところであり、速やかに復旧事業に着手できるよう、工事請負費など必要経費を本定例会の補正予算に計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本町は 7 月豪雨による国の激甚災害指定において、「局激」と言われます適用措置の自治体に全国 3 箇所の一つとして指定されました。対象区域が全国となる「本激」と言われます適用措置の指定もあることから、これらの指定により、公共土木施設災害復旧事業などに対する補助率の嵩上げや、農地等の復旧における住民の皆様の負担の軽減が図られることが期待されますが、一方では町費の持ち出しも増加することから、今後は土砂撤去など国の補助事業の活用や特別交付税の増額などの財源確保について関係機関に強く要望してまいります。

次に、保育所及び学校の対応についてであります。

町立保育所につきましては、児童を早期に避難所へ避難させ、保護者の皆様へ引渡しを行っており、事故や健康被害はありませんでした。

施設につきましては、赤名保育所の園庭に土砂が流入し、桜ヶ台保育所の雨樋がオーバーフローするなどの影響を受けましたが、建物浸水には至っていないことから、臨時休所を 1 日行い通常保育に戻ったところであります。

町内小中学校につきましては、刻々と変化する気象情報や通学路の安全性など、学校現場と連携して判断し、2回の臨時休校を余儀なくされたほか、集団下校や部活動の休止など状況に応じて対応しております。

幸いにも、この豪雨の間、児童生徒の通学中の事故や健康被害はなく、また学校施設についても大規模な被害はありませんでした。

飯南高校につきましては、被災当日の授業終了後、町営バスで帰宅できない町外生徒のうち、数名は「やまなみ」や町内生徒宅へ宿泊したと聞いておりますが、おおかたの生徒は「みんなの広場 来島交流センター」へ一時的に避難しており、保護者の皆様と連絡を取り、全員が帰宅できたところであります。

次に、被災者の皆様への生活再建支援についてであります。

7月豪雨により、多くの住家被害や宅地等に土砂の流入や堆積の被害がありました。町といたしましては、住民の皆様の日常生活の早期回復と負担を軽減するため、2つの独自の支援制度を設けました。

1つ目は、「被災者生活再建支援金支給事業」であります。これは、島根県の制度に町独自の制度を追加することにより、住家の一部損壊や床下浸水被害を受けられた方も支援の対象としております。

2つ目は、「土砂等撤去費助成事業」であります。この制度は、7月豪雨により住宅等の敷地内に流入した堆積土砂を撤去された場合に、負担された費用を支援するものであります。

2つの支援事業は、8月の自治会文書の回覧にて概要をお知らせしておりますが、今後、被災者の皆様へ丁寧な対応をしてまいります。

7月豪雨におきましては、主要道路をはじめ、多くの箇所で通行止めとなり、町外から帰宅できなかった方もいらっしゃったとお聞きいたしました。そして、通行止め箇所や迂回路情報を十分に把握できなかったことにより、帰宅するまでにかなりの時間を要した方もいらっしゃり、ご迷惑をお掛けいたしました。今後は、通行止め箇所や迂回路情報など、迅速かつ的確に把握し、適時ホームページなどを通じて情報発信してまいります。

また、この度の豪雨では、町内全域への避難指示を発令いたしましたので、多くの方が避難されましたが、避難所の運営におきましては、避難者の把握や備蓄品の配布方法など様々な課題があったと思っております。今後は限られた職員数の中、どのような避難所運営ができるのか、自治区長様などのご意見も伺いながら、運営方法の見直しを行ってまいります。

なお、本年度中止いたしました防災訓練につきましては、コロナウイルスの状況を考慮しながら、公民館や自治区単位などで実施したいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

災害発生以降も頻繁に大雨が続き、町民の皆様の心痛は察して余りあるものがありますが、私を先頭に職員一丸となって被災箇所の早期復旧に努める所存であり、皆様の日常生活が早期に取り戻せるよう努力してまいります。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、自治・協働についてであります。

本町では「自らが地域で輝き、みんなで助け合い、住み続けられる地域づくり」を目指し、地域の特色を生かした地域づくりを進めておりますが、7月14日に島根大学教育学部の作野広和教授を「飯南町地域づくりアドバイザー」に任命いたしました。

作野教授につきましては、平成21年度から国道54号活性化アクションプランの策定に関わっていただき、平成25年度からは「国道54号活性化アクションプラン推進協議会」の会長としてお世話になっており、平成30年度からは小田地内にある「ふるさと回帰館」に「飯南ラボ」を設置され、島根大学の活動拠点とされております。

町といたしましては、地域の特色を生かした持続的な地域づくりに取り組んでいくには、有識者による専門的な助言等も必要であることから、作野教授が適任と考えており、今回のアドバイザー任命により、更なる地域づくりの推進を図ってまいります。

次に、町政座談会の開催についてであります。

本町では、住民の皆様との対話を中心とした情報共有を目的として「i座談会」を開催していましたが、私をはじめ副町長及び教育長も新たな顔ぶれとなり、7月の機構改革により組織を再編したことから、本年は公民館単位の5地区を会場として、従来どおりの町政座談会を開催することといたしました。

次に、過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

昨年度末をもって、過疎地域自立促進特別措置法が終了し、本年度から新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されております。

これに伴い、本年度から令和7年度までの5箇年間の新過疎計画を策定することとし、本定例会に関係議案を上程しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

過疎計画は、総合振興計画の実施計画としても位置付けており、第2次総合振興計画後期基本計画との整合性を図り、農林業施設や住宅などのハード整備や教育魅力化の人材配置などのソフト事業に取り組み、本町全体の活性化と持続的発展を目指してまいります。

次に、町広報紙「広報いーなん」のリニューアルについてであります。

「広報いーなん」につきましては、本町の発足時から毎月発行しており、先月号で節目の200号を発行いたしました。

これを機に、「より多くの方に本町の笑顔を届けたい」という思いから、表紙と裏表紙のデザインを変更し、裏表紙には「ルーツいいなん」という本町にゆかりのある方を紹介

するコーナーを設けております。

表紙は「笑顔」を表したデザインとなっておりますが、200 号を機に、その内容につきましても本町の「今」が伝わる様々な情報を届けてまいりたいと考えております。

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、子ども等医療費の助成対象の拡充についてであります。

本町におきましては、子育て支援策として「出生した日から 15 歳に達する日の年度末までの子ども」を対象として医療費の助成を行っており、この制度により、対象となる子どもの医療費が無料となるものであります。

そうした中、島根県が本年度から子育て支援に関する交付金を拡充されたことから、この制度を活用し、10 月 1 日から子ども等医療費の助成対象を「18 歳に達する日の年度末までの子ども」に拡大することといたしました。

本定例会に、関係する条例の一部改正を上程しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、成人式の開催についてであります。

先月 15 日に令和 3 年度飯南町成人式を開催いたしました。

昨年度は、コロナウイルスの感染拡大を受けて延期としておりましたが、本年度は、令和 2 年度の成人も参加の対象とし、基本的な感染防止対策に万全を期したうえで、希望者にはオンラインでの参加を可能にするとともに、簡易 PCR 検査キットを提供するなどの対策を講じて開催したところであります。

当日は、午前 10 時から延期されていた令和 2 年度の成人 19 名、午後 1 時からは令和 3 年度の新成人 30 名、うちオンライン 4 名の参加がありました。式典終了後には、オンラインによる恩師からのメッセージや「飯南町ご当地クイズ」などの企画により、オンラインでの参加者も含め、コロナ禍でも楽しめる成人式となり、参加した新成人の皆様は、久しぶりに会う友人や恩師との再会を喜び、また、それぞれの近況を語り合うなど楽しいひと時を過ごしていらっしゃいました。

全国的に再びコロナウイルスの感染が拡大しておりますが、そうした状況の中で頑張っている若者たちの門出を祝福することにより、ふるさと飯南町への想いを強く感じていただける有意義な成人式になったと感じております。

次に、小中学校のコロナウイルスへの対応についてであります。

コロナウイルスは、デルタ株への置き換わりが進み児童生徒への感染リスクが高まっております。

町におきましても、国や県からの情報をうけて、新学期に向けた臨時の小中学校校長会を開き「①変異株であっても、基本的な感染防止対策は有効であり、これまでどおりマスクの着用、手洗い、うがいなどを徹底すること」「②ウイルスを家庭に持ち込まないためには保護者の理解が欠かせないため、保護者への注意喚起の文書配布」「③各学校にお

ける感染症対策のチェックリストや感染者発生時のフローチャートの再確認」「④患者の人権に配慮した対応」など、小中学校における感染防止対策の徹底を指示したところであります。

また、運動会など校内での行事は感染防止対策の徹底や規模縮小などの対策を講じて開催し、部活動など町外で行われる大会等につきましては、開催される地域の感染状況などについて、主催者と十分協議の上で判断することとしております。

なお、中学校2年生の海士町修学旅行につきましては、今後の状況を注視いたしますが、現時点では予定どおり実施することとしております。

また、文部科学省から新たに保育所、小中学校の教職員が感染症の初期症状と疑われる場合に備えて、抗原検査キットの配布も予定されているほか、町外から本町に通っている教職員に対しても住所地外接種で積極的に本町でのワクチン接種を促すなど、学校現場での感染を未然に防ぎ、学校でのクラスターの発生や家庭での感染拡大防止対策に万全を期してまいります。

次に、飯南高校の魅力化についてであります。

本年の「しまね留学合同説明会等」は、コロナ禍の影響により本年もオンラインでの開催となりましたが、計2回の説明会に参加し、東京や大阪などから延べ約100組の参加がありました。

また、本町以外の県内中学生を対象としたオープンハイスクールには、過去最高となる73名の生徒が参加し、飯南高校の教育活動や学校生活を見学していただきました。

飯南高校に関心を持ち、全国から集まってくる生徒に、生命地域学や少人数指導など、特色ある取り組みを大いにPRし、飯南高校の生徒確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に産業についてであります。

はじめに、農業の振興についてであります。

先月末に、令和3年産米の買取価格が公表されました。

長期化するコロナ禍の影響により、全国的な米需要の減少が続いており、令和2年産米の在庫解消が進まないことから価格下落が懸念されていましたが、大方の予想どおり前年比で価格が下落する結果となりました。

本町の買取の仮払金価格は、「1等特別栽培コシヒカリ」で1袋6,200円、「慣行栽培コシヒカリ」で1袋5,950円、「低タンパクのCE特別栽培コシヒカリ」で1袋6,450円、いずれも昨年比950円の減、率にして13%程度の減となりました。なお、もち米及び酒米については据え置きされました。

近年にない大幅な下落となり、私としましてもコロナ禍の影響が稲作までおよび、非常に残念な結果になったと考えております。

今回の価格下落による農家への影響につきましては、今後詳細に分析し、町としてでき

る限りの支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、飯南町育苗センターの機能向上についてであります。

育苗センターは、これまで町内での水稻苗生産の大半を担ってきましたが、整備から 24 年が経過し老朽化が進んでおります。また、旧態依然の施設でありますので、温度調整やかん水管理は全て人力で対応する必要がある、機械化が進む昨今の生産手法にはすぐわない状況であります。

育苗センターは本町の水稲栽培の根幹となる重要な施設でありますので、今後も確実な水稻苗生産が行えるよう老朽化設備の更新や生産環境を整えていく必要があります。今回は前段として、生産環境を整えるためにハウスの自動換気・かん水装置や給水設備の整備について補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、畜産の振興についてであります。

来年に迫る第 12 回全国和牛能力共進会出品に向け、本町では、若雌区（第 2 区、第 3 区）の候補牛として 11 頭、総合評価群（第 6 区）の候補牛として 7 頭が選定されています。現在、JA や改良組合と協力して候補牛の育成指導に取り組んでおりますが、来年 7 月の地区予選まで 1 年を切ってきましたので、本町候補牛が代表に選ばれるよう関係者一丸となり、一層の取り組みを進めてまいります。

また、10 月には第 12 回全共島根県推進協議会決起大会の開催が松江市において予定されており、私も地区出品対策協議会の会長として参加を予定しております。県内全域が一体となり、全共に向けた機運がより一層高まることを期待しております。

次に、観光の振興についてであります。

コロナ禍の影響により、町内の各施設の入込客数は減少傾向にありますが、赤名観光りんご園におきましては令和 2 年度の入込客数が令和元年度の約 2 倍となりました。本年度も先月から「ブルーベリー狩り」を楽しんでいただいております、今月からは「りんご狩り」も始まったところであり、コロナ禍ではありますが、多くの方にご来場いただき「飯南町の秋の味覚」を満喫いただけるよう期待しております。

次に、コスモス祭の開催中止についてであります。

コスモス祭は例年、東三瓶フラワーバレーで開催されており、ポピー祭と共に多くの方が本町に訪れていただくイベントであります。コロナウイルスの感染拡大が懸念されることから、やむなく開催を中止されたところであります。

私としましては、本年が開催 30 回の節目となることから、非常に残念ではありますが、緊急事態宣言の実施区域が拡大している状況もあり、やむを得ない判断であったと思っております。

次に、商工業の振興についてであります。

コロナウイルスの感染拡大に伴い、町内事業者の皆様には、長期にわたる営業自粛を余

儀なくされ、経営も厳しい状況にあることから、町といたしましては第4弾となる雇用継続の「応援金」制度を設け、支援を行っております。

また、町内の消費を喚起し、家計の一助とし、住民と町内商工業者の皆様の元気回復につなげるために行ってきました第2弾「元気回復券事業」が先月末に期限終了いたしました。更なる消費喚起対策として1セット6,000円分の商品券を4,000円で購入することができる「プレミアム商品券発行事業」を今月1日から実施しており、多くの方に使っていただくことで、本町全体の元気回復につなげたいと考えております。

今回の「プレミアム商品券発行事業」では、購入から決済までの操作をスマートフォン等で行う「電子地域振興券」を、来月から試行的に500名限定で発行することとしており、町内商工振興におけるデジタル化に向けた課題を抽出し、今後の施策に反映していきたいと考えております。

次に保健・福祉についてであります。

はじめに、コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

本町におけるワクチン接種につきましては、4月19日の高齢者施設の入所者及び施設職員を対象とした接種から始まり、今月1日には、集団会場での接種を希望された方への接種が概ね終了したところであります。

この期間中、本町では12歳以上の対象者のワクチン接種の状況は、1回目の接種を終了した方が3,908人で89.9%、2回目の接種を終了した方が3,855人で88.6%となりました。接種の予約方法や会場までの交通手段の確保、会場での感染対策など、住民の皆様にはご理解とご協力をいただき、心から感謝いたしますとともに、医師をはじめとする医療従事者の皆様には、長期間にわたり接種事務に携わっていただきましたことを、お礼申し上げます。

ただし、接種を終えたからと言って「コロナ禍以前の生活様式」に戻れるには、まだまだ時間がかかると考えられますので、引き続きの感染対策を行うとともに、誰がいつ感染しても互いに想い合う町でありたいと強く思うところであります。

なお、今後のワクチン接種につきましては、飯南病院で対応いたしますが、ワクチンの使用期限のことや、1回当たり5人以上の予約者が必要なことから、接種日を限定して実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、長寿のお祝いについてであります。

本町にお住まいで、本年度に百歳を迎える高齢者の方に、内閣総理大臣から「お祝い状と記念品」が届きましたので、敬老の日に合わせて伝達することとしております。

百歳を迎えられる方は、野萱地区にお住まいの森通子（もり ゆきこ）さん、長谷地区にお住まいの森山寿子（もりやま ひさこ）さん、小田地区にお住まいの長里美恵子（ながさと みえこ）さん、下来島地区にお住まいの永間繁義（ながま しげよし）さん、まんてんの家に入所されている渡邊アキコ（わたなべ あきこ）さん、愛寿園に入所さ

れている景山福美（かげやま ふくみ）さん、以上の6名であります。

対象となる皆様は、福祉サービスを受けながら、お元気にお過ごしであり、心からお祝い申し上げますとともに、これからも健やかに楽しい日々を送っていただきたいと願うところであります。

なお、敬老会につきましては本年も開催できる状況にありませんので、今年20日の敬老の日に、私から「お祝いのメッセージ」を告知放送で放送させていただきます。

次に、地域医療の充実についてであります。

本町の保健福祉のためにいただいた寄附金の一部を、有限会社赤来交通に補助金として交付し、同社に寝台付き福祉車両1台が整備されております。

かねてから町内医療機関への受診や、緊急ではない転院搬送などにおきましては、町内福祉施設や飯南消防署の皆様にご協力をいただいております、心から感謝いたします。

寝台付き福祉車両につきましては、住民の皆様のニーズが高かったことから整備したものであり、今回の車両を整備したことで、在宅医療の更なる充実が図られると考えております。

次に病院事業の運営についてであります。

令和2年度の病院事業の運営状況につきましては、コロナウイルスへの対策やその影響により、入院部門、外来部門ともに令和元年度と比較し1割程度の患者数減少となりました。決算につきましては、コロナウイルス対策を目的とした繰入金や補助金が交付されたことなどにより医業外での収益の増加に加え、年度後半の患者数の回復があったことなどにより、6千8百万円余の利益を計上することとなりました。

しかしながら、コロナウイルス対策のための特殊な事情があった中での黒字決算であり、人口減少や医療従事者確保など、これまでの課題も継続しており、安定した病院運営を行っていくことは、安易なことではないと考えております。

未だ収束の見通しが立たないコロナウイルスへの対応も行いながら、地域に必要な医療を持続的に提供できるよう、適正な病院運営と健全経営に取り組んでまいります。

次に、生活環境についてであります。

はじめに、自動運転サービスの本格導入についてであります。

7月28日に、道の駅「赤来高原」を拠点とした自動運転サービス第6回地域実験協議会を開催し、自動運転サービスの本格稼働に向けた実施計画を提示し、同意を得ております。

運行日は、平日3日間、休日2日間でスタートすることとし、運行ルートにつきましては、赤名連坦地内を大きく回るルートのほか、連坦地を北側と南側に分けた短い周回ルートを盛り込んでおり、既存の生活路線バスや備北交通バスへの乗り継ぎ、商店での買い物や飲食など、日常生活の利便性を向上させるルートとなっております。

また、先月2日には飯南町地域公共交通会議を開催し、地域実験協議会での実施計画を

踏まえた公共交通としての提案をしており、自動運転サービスの導入について承認いただいております。

本定例会において、関係する条例の一部改正を上程しておりますが、今後は、必要な手続きや調整を進めていき、10月以降に本格稼働できるよう、国や県の支援を受けながら進めてまいります。

なお、自動運転サービスの車両につきましては、赤名地区にお住まいの方や、同地区にゆかりのある方などを対象として愛称を募集しており、27点の応募があったところであり、その中から最優秀作品を選定したいと考えております。

次に、可燃ごみの統合処理についてであります。

現在、飯南町の可燃ごみは、いいしクリーンセンターで収集し、来年3月までは出雲エネルギーセンターへ搬入して処理する予定でしたが、同施設への搬入終了時期が早まったことから、来年度から予定しておりました雲南市加茂町地内の雲南エネルギーセンターでの可燃ごみ統合処理が、11月12日からスタートすることとなりました。

雲南エネルギーセンターでは、可燃ごみをRDFと言われる固形燃料の原料とするため、可燃ごみ・不燃ごみをきちんと分別していただく必要があります、昨年度から自治会単位での勉強会等も要請により開催しているところではありますが、ごみの分別の徹底について一層のご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、令和2年度決算についてであります。

令和2年度決算につきましては、先般、監査委員の監査を受けたところでありますが、病院など事業会計を除く歳入歳出差引額は、1億7千万円余となり、このうち一般会計につきましては、翌年度に繰り越すべき財源、6千9百万円余を除き、1億1千万円余の実質収支となりました。

直近で光ケーブル整備、そして来島拠点複合施設整備など大規模事業が続いた中、本町の借金である「町債残高」は約109億円とピークを迎え、中期的に見た財政運営上、繰り上げ償還を行うことで実質公債費比率の上昇を抑えるため、約1億7千5百万円を償還したところであります。こうした理由もあり、決算上は減債基金を3千万円、そしてまちづくり基金を8千万円、合計1億1千万円を取り崩さざるを得ない状況となりました。

攻めと守りのメリハリをつけ、今後も、行財政改革で収支均衡の予算編成を掲げ、健全な財政運営に取り組んでまいります。

次に、令和3年度一般会計補正予算についてであります。

冒頭でも申し上げました、7月豪雨に対する復旧費を中心に編成しており、復旧工事費、事務費など災害復旧費に16億3千9百万円余を計上し、最優先課題として復旧に努めてまいります。

また、健全財政運営の鍵となる本年度の繰り上げ償還に1億5千万円余を計上するな

ど、総額 18 億 8 千 5 百万円余の増額補正としております。

今回提案いたします議案は、令和 2 年度飯南町各会計の決算認定 1 件、財政健全化法に基づく健全化判断比率などの報告案件 1 件、条例関係 6 件、その他議決を要する案件 4 件、令和 3 年度飯南町一般会計補正予算(第 6 号)など、予算関係 7 件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、職員一同、力を合わせ、コロナウイルスの予防対策と災害復旧に全力であたり、この難局を乗り越えてまいりたいと思っております。

なお、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させることといたします。何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（早樋 徹雄）** ここで休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で 10 時 20 分から開会いたします。換気をお願いいたします。

**午前 10 時 04 分休憩**

**午前 10 時 20 分再開**

---

#### **日程第 7 提案理由の詳細説明**

**○議長（早樋 徹雄）** 本会議を再開いたします。

日程第 7 提案理由の詳細説明に入ります。

認定第 1 号、令和 2 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

**○会計管理者（那須 和博）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 那須会計管理者。

**○会計管理者（那須 和博）** 番外。認定第 1 号について説明します。

〔会計管理者説明〕

認定第 1 号 令和 2 年度飯南町一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定について

**○総務課長（那須 忠巳）** 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。続きまして、8ページの方ご覧ください。ここからは令和2年度飯南町各会計の概要について説明します。

〔総務課長説明〕

.....  
認定第1号 令和2年度飯南町一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計  
決算の認定について  
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から町長に対して、令和2年度飯南町一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見が提出されております。

審査意見について監査委員の説明を求めます。那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

そういたしますと、お手元に一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見書を配付してございますので、朗読して決算審査報告といたしたいと思います。

.....  
飯 監 第 6 号  
令和3年8月31日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 安部 丘

令和2年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び  
各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見について

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項並びに地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された令和2年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算書及び各公営企業会計決算書、その他政令で定める書類、並びに令和2年度基金運用状況について、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し審査した結果、次のとおり意

見を付す。

## 1. 審査の概要について

### (1) 審査の対象

- ・令和2年度飯南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・令和2年度各公営企業会計決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・基金の運用状況に関する調書類

### (2) 審査の期間

令和3年8月5日から令和3年8月30日まで

### (3) 審査の手続き

町長から提出された令和2年度飯南町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書等について審査した。

各公営企業会計については令和2年度決算報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等について審査した。

基金の運用状況については運用状況に関する調書等を審査した。

審査に付された各会計の計数に誤りはないか、財産運用は健全か、財産管理は適切か、また予算執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、現地確認を行う等の審査の手続きをした。

## 2. 審査の結果

一般会計、各特別会計、各公営企業会計のすべてにおいて計数に誤りはなく、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており適正であると認めた。

基金の運用状況に関する調書の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認めた。

## 3. 審査意見

### ・一般会計、各特別会計

令和2年度の普通会計決算額（一般会計）は、歳入総額94億9,400万円、歳出総額93億1,500万円、歳入歳出差引額1億7,900万円、実質収支1億1千万円の黒字決算となっている。

歳入総額は前年度に比し9億7,600万円、歳出総額も9億2,600万円の大幅増額となっており、この増額は新型コロナウイルス感染症対策に関するものが大部分を占めている。

国民健康保険事業特別会計他2特別会計のいずれにおいても、実質収支額は黒字決算となっている。

令和2年度は町債の償還、繰上償還を合わせ12億1,300万円余の償還が行われている

が、この償還額を3億1,500万円余上回る15億2,800万円余の新たな地方債が発行され、町債残高が6年連続増加しその額は108億9,300万円余となっている。

実質公債費比率は前年度に比し0.9ポイント下がったものの、経常収支比率、地方債現在高比率、町債残高が依然、目標値を超えることとなっている。

今後も適切な繰上償還の実施に合わせ地方債発行の抑制、平準化を実施しなければ健全団体の目安とされる基準の維持が困難となる恐れがある。

徹底した経費の削減に努めるとともに、優先度や事業効果を見極め、事業の抑制を図りながら慎重な財政運営に努められたい。

#### (1) 未収金について

一般会計における令和2年度末の収入未済額は2,934万6千円余であり、住宅新築資金貸付金等の不納欠損処理により、令和元年度に比べ、2,173万9千円余の大幅な減額となった。

国民健康保険事業特別会計においては、420万円余の収入未済額がある。

未収金は減少傾向にあるが、更なる徴収に努められたい。

#### (2) 翌年度繰越額について

令和2年度の翌年度繰越額は3億4,800万円余で、昨年度より大幅に減額となった。

繰越した事業の大部分は災害復旧事業、新型コロナウイルス感染症対策に関するものであり、やむを得ないものと思われる。

令和3年度事業の進捗に影響を与えないよう早期完了に努められたい。

#### (3) 公共施設の適正な管理について

今後、更なる人口減少に伴い厳しい財政状況が予想される中、公共施設等の老朽化による維持管理、更新費用が大きな負担となる。

平成28年度に公共施設等総合管理計画が策定され、施設の集約化、施設の廃止、譲渡、施設の耐震化等基本的な方針が打ち出されているが、具体的な検討がなされているとは言い難い。

維持管理費が年々増加傾向にあり、個別施設計画に基づき早期に今後の財政負担軽減を図られたい。

#### ・病院事業会計

平成29、30年度、令和元年度と3年連続の赤字決算であったが、今年度は純利益が約6,800万円余の黒字決算となった。

新型コロナウイルス感染症の影響により、入院患者数、外来患者数とも減少し、入院収益、外来収益は減少したが、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした一般会計からの補助金、国、県補助金の交付により医業外収益は大幅に増額となった。

黒字決算ではあるが、新型コロナウイルス感染症対策による医業外収益の増加という特殊事情であるため、今後においても病床利用率の向上を図るとともに、更に経費削減

に努め健全な病院経営が継続できるよう努力されたい。

・簡易水道事業会計

公営企業会計初年度の令和元年度は純損失額 463 万円余の赤字決算であったが、令和 2 年度は純利益 975 万円余の黒字決算となった。

給水収益の増加はあったものの、営業外収益である保険金収入という特殊事情による黒字決算であり、安定的な黒字決算とはいえない。

今後も人口減少が続くことから、営業収益の大幅な増加は見込めず、厳しい経営状況が続くと思われる。

徹底した経費削減により営業収支比率の改善に努められたい。

また、企業債償還残高が 14 億 9,600 万円余もあり、今後の施設整備については償還計画を見据えながら慎重に計画されたい。

・下水道事業会計

簡易水道事業会計と同じく令和元年度より公営企業会計となったが初年度は純損失額 517 万円余の赤字決算であったが、令和 2 年度は純利益 1,174 万円余の黒字決算となった。

公共下水道事業の大規模修繕等が完了したことが黒字の大きな要因となっている。

今後、施設の老朽化に伴う修繕等の増加が見込まれるが経営を圧迫しないよう計画的な修繕をされたい。

企業債償還残高が 20 億 100 万円余あり、今後の新規企業債発行は必要最小限に抑制し、企業債償還残高の減少に努められたい。

・基金の運用状況

飯南町の令和 2 年度末の基金残高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金、その他基金を合わせ 37 億 1,700 万円余である。

令和 2 年度は、ふるさと応援寄付金が過去最高額となるなど 2 億 9,400 万円余を積み立てている一方、減債基金及びまちづくり基金においては 1 億 1 千万円余、特定目的基金も事業に充当するため取り崩しを行っており、取り崩し総額は 3 億 1,600 万円余となった。その結果基金残高は、昨年度から 2,200 万円の減額となった。

この基金は一括運用とし、約 33 億 8 千万円余を債券、定期預金で運用し、年間 1,800 万円余の運用益を計上している。

今後も基金の安定的な管理、運用に努められたい。

以上、意見を付して審査の結果を報告する。

以上で決算審査報告といたします。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で説明を終わります。

ここで換気のため休憩をいたします。本会議の再開は 11 時 20 分といたします。

午前 11 時 10 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

次に報告第 4 号、令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。報告第 4 号について説明します。

〔総務課長説明〕

報告第 4 号 令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（早樋 徹雄） 以上で説明理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から町長に対して令和 2 年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見が提出されております。

審査意見について、監査委員の説明を求めます。那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

それでは財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について述べます。

飯 監 第 7 号

令和 3 年 8 月 31 日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 安部 丘

令和 2 年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率を示す書類を、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、審査したので次のとおり意見書を提出する。

## 令和2年度 財政健全化審査意見書

### 1. 審査の対象

#### (1) 令和2年度 実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

#### (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 3. 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

## 記

(単位：％)

| 健全化判断比率   | 令和2年度 | 早期健全化基準 | 備 考 |
|-----------|-------|---------|-----|
| ①実質赤字比率   | —     | 15.00   |     |
| ②連結実質赤字比率 | —     | 20.00   |     |
| ③実質公債費比率  | 10.4  | 25.00   |     |
| ④将来負担比率   | 60.3  | 350.00  |     |

実質赤字比率、連結実質赤字比率については算定されておりません。

実質公債費比率 10.4％、将来負担比率 60.3％

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

令和2年度は実質赤字額がないことから、実質赤字比率も算定されていないが今後も引き続き実質赤字を生じない財政運営を求める。

##### ② 連結実質赤字比率について

令和2年度は連結実質赤字額がないことから、連結実質赤字比率も算定されていないが、今後も引き続き連結実質赤字を生じない財政運営を求める。

##### ③ 実質公債費比率について

単年度の実質公債費比率は令和元年度に比し 1.71 ポイント低下し、令和2年度（3カ

年平均)の実質公債費比率は10.4%となっており、昨年度と比較すると0.9ポイント低下している。

早期健全化基準、健全団体とされる基準も下回っているが引き続き財政健全化に努めること。

#### ④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は60.3%となっており、昨年度と比較すると5.4ポイント上回っている。

早期健全化基準を下回っているが、町債残高が6年連続して増加していることに留意されたい。

町債残高は昨年度より3億4千万円余増加し、総額108億9,300万円余となっている。

#### (3) 是正改善を要する事項

中期財政計画見直し後の実質公債費比率の将来推計によると、今後数年間は実質公債費比率が減少傾向にあるが、その後上昇傾向に転じ健全団体の目安とされている18%に近づくと推計されている。

町債の繰上償還を引き続き実施するとともに地方債発行の抑制、平準化、経費の徹底した削減等を図り、引き続き財政の健全化に努められたい。

### 令和2年度公営企業会計経営健全化審査意見書

#### 1. 審査の対象

##### (1) 算定対象会計

病院事業会計

簡易水道事業会計

下水道事業会計

##### (2) 令和2年度 資金不足比率

##### (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2. 審査の概要

この公営企業経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 3. 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

## 資金不足比率

(単位：％)

| 区分       | 令和２年度 | 経営健全化基準 | 備考 |
|----------|-------|---------|----|
| 病院事業会計   | —     | 20.0    |    |
| 簡易水道事業会計 | —     | 20.0    |    |
| 下水道事業会計  | —     | 20.0    |    |

病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計とも、資金不足比率は算定されておりません。

### (２) 個別意見

資金不足比率について

令和２年度決算に基づく公営企業の資金不足比率は、いずれの会計とも資金不足額がなく、資金不足比率も算定されていない。

今後とも経費の徹底した節減を図り経営の健全化に努められたい。

### (３) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

.....

以上、普通会計の財政健全化審査意見、及び公営企業会計経営健全化審査意見の報告を終わります。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、説明を終わります。

次に、議案第 52 号、飯南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 53 号、飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 54 号、飯南町生活路線バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

**○住民課長（永井 あけみ）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 永井住民課長。

**○住民課長（永井 あけみ）** 番外。それでは、議案第 52 号について説明します。

〔住民課長説明〕

.....

議案第 52 号 飯南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 53 号 飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 54 号 飯南町生活路線バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 55 号、頓原高齢者創作館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○福祉事務所長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部福祉事務所長。

○福祉事務所長（安部 農） 番外。議案第 55 号について説明します。

〔福祉事務所長説明〕

.....

議案第 55 号 頓原高齢者創作館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 56 号、飯南町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。議案第 56 号について説明します。

〔保健福祉課長説明〕

.....

議案第 56 号 飯南町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 58 号、財産（土地及び建物）の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 58 号について説明します。

〔まちづくり推進課長説明〕

.....  
議案第 58 号 財産（土地及び建物）の取得について  
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 57 号、飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 57 号について説明します。

〔まちづくり推進課長説明〕

.....  
議案第 57 号 飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は議場の時計で 13 時といたします。

午前 11 時 48 分休憩

.....  
午後 1 時 00 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

議案の説明の前に、那須総務課長から発言を求められておりますのでこれを許したいと思います。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

議長のお許しをいただきましたので発言させていただきます。

午前中、報告第 4 号、令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告の中で、資料として 2 ページ以降、財政健全化及び経営健全化審査意見を付しておりますけども、その説明の中で、私が「ご覧ください。」と表現してしまいました。

監査委員あるいは審査意見に対し大変不適切な表現でありまして、「後ほど代表監査委員による報告がございます。」に修正し、お詫びして訂正をさせていただきます。たいへん失礼いたしました。以上です。

○議長（早樋 徹雄） それでは次に、議案第 59 号、飯南町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 門脇まちづくり推進課総括監。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子） 番外。そうしますと議案第 59 号について説明します。

〔まちづくり推進課総括監説明〕

.....  
議案第 59 号 飯南町過疎地域持続的発展計画の策定について  
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 60 号、町道路線の廃止について及び議案第 61 号、同じく町道路線の廃止についての 2 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。それでは、議案第 60 号について説明します。

〔建設課長説明〕

.....  
議案第 60 号 町道路線の廃止について  
議案第 61 号 町道路線の廃止について  
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 62 号、令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第 62 号について説明します。

〔副町長説明〕

.....  
議案第 62 号 令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）  
.....

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。事項別明細書です。めくっていただきまして 7 ページ  
総括です。

〔総務課長説明〕

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。続きまして歳出の方説明します。

〔関係課長説明〕

.....  
○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 63 号、令和 3 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
及び、議案第 64 号、令和 3 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）  
の 2 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。議案第 63 号を説明します。

〔保健福祉課長説明〕

.....

議案第 63 号 令和 3 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 64 号 令和 3 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 65 号、令和 3 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）及び、議案第 66 号、令和 3 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）の 2 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第 65 号について説明します。

〔病院事務長説明〕

.....

議案第 65 号 令和 3 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 66 号 令和 3 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）

.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は議場の時計で 14 時 15 分といたします。

換気をお願いします。

**午後 1 時 56 分休憩**

.....

**午後 2 時 15 分再開**

○議長（早樋 徹雄） それではお揃いでございますので、本会議を再開いたします。

引き続いて、議案第 67 号、令和 3 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 68 号、令和 3 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の 2 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。それでは、議案第 67 号について説明します。

〔建設課長説明〕

.....  
議案第 67 号 令和 3 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 68 号 令和 3 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）  
.....

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

### 日程第 8 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第 8、これより質疑を行います。

はじめに、認定第 1 号、令和 2 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題として、質疑を行います。

はじめに、一般会計の歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

続いて、同じく一般会計歳出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで一般会計の質疑を終わります。

続いて、各特別会計および各公営企業会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

本件については、委員会条例第 5 条の規定により、6 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査といたしたいと思います。設置の詳細につきましては別紙決議のとおりです。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって本件については 6 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、

これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により各常任委員会から3名ずつ選任をお願いいたします。

その間暫時休憩といたします。

#### 午後2時24分休憩

.....

#### 午後2時32分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員の選任については、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。事務局長に名簿を朗読させます。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） はい。

決算審査特別委員会委員名簿、役職名、議席番号、氏名の順に朗読いたします。

委員、2番、伊藤好晴議員。委員、4番、内藤眞一議員。委員、6番、安部誠也議員。委員、7番、景山登美男議員。委員、9番、平石玲児議員。委員、10番、戸谷ひとみ議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

ただ今の朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員の選任については、お手元の名簿のとおり決定をいたしました。

ここで正副委員長の互選を行うため暫時休憩といたします。委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

#### 午後2時33分休憩

.....

#### 午後2時42分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、事務局長から発表いたします。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） はい。

それでは発表いたします。決算審査特別委員会委員長、7番、景山登美男議員。副委員長、9番、平石玲児議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上のとおり決定いたしました。

質疑を続けます。

次に、報告第4号、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号、飯南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第53号、飯南町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号、飯南町生活路線バス運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） はい、4番。

別にケチをつけてはいけませんが、これ全部が一緒のバス料金だもんですから、特に赤名の町の中を歩くバスについては、たったあれほどの距離で同じ金額でいいんかいなという気がしたものですから、これを算出された根拠なり、いろいろ教えていただければというふうに思いますが。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほど4番議員からのご質問で、おそらく定額料金の200円というところをご質問の趣旨かなと思っております。

昨年度実施しました長期実証実験ですけれども、実験期間中にですね、定期券を購入し実際に利用があった方が、赤名地区住民で73名いらっしゃるというふうに聞いております。おそらく地域の方は、定期券を購入してご利用いただけるのではないかと考えておまして、定額料金につきましては、ほとんどが土日ですね、1回乗車される方ということで見込んでおります。

ですので地域の方のご利用については、回数券もしくは定期券の方を、1カ月当たり1,000円という特別な料金を設定しておりますので、こちらをできる限りご活用いただければなということで考えておまして、それ以外の方については、バスと同じ回数券、それから土日の、例えば来られた方とか町外の方の利用につきましては、他のバス料金との整合性も考えまして200円ということで料金を定めたところでございます。

定額券につきましては、概ね1便あたり2名の利用を想定しておまして、それ以外の方については、定期券、回数券での利用を見込んでいるところでございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） はい。

わかりました、説明は。ただ、これはお支払いになる方のご意見は聴取されて、これではしょうがないねとか、あるいはいいですよとかいう話なんですかね。私の頭の中では100円でもいいかいなと思ったものですから、それで今伺ったところです。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほどの追加でご質問いただいた件につきましては、赤名地区の全員の方からそういった例えば調査を行ったということはございませんが、地域の方の代表者の方にも協議会の方にお出かけをいただいております。料金設定については代表者の方にもご意見をいただいたものと考えております。

200円、赤名地域に限られた運行で200円ということで、非常にこの定額料金については少し割高なような印象があるかと思いますが、赤名地区に限定したサービスでもございますし、他なバス運行との運転手さんの料金徴収とか、そういったことも踏まえてすべての内容を考慮した結果、このような料金設定を考えておりますのでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 55 号、頓原高齢者創作館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、飯南町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） はい。2 番。

確認のための質問ですけれども、条文見ますと、18 歳に達する年度まで無償にすることですけれども、すべての人がこの条例の対象になると考えてよろしゅうございますか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。

ただいま 2 番議員さんからご質問がありました、18 歳の該当するものはすべて該当かということにつきましては、すべて該当にしたいと考えております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 58 号、財産（土地及び建物）の取得についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 57 号、飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

特公賃の住宅条例ですけれども、まちづくり推進課長がこの議案の説明をされました。若干違和感をもって捉えとったわけですがけれども、これまで公営住宅については建設課が所管しておりましたけれども、まちづくり推進課の方へ業務を移管されるのか、そこらへんが疑問になりましたので答弁を求めたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

ご質問いただきました。こちらの条例につきましては、先ほどの議案第 58 号に関連する条例ということで、まずまちづくり推進課、前身は地域振興課ですけど、そちらの方で予算立てをして、こちらの合銀社宅の売買についてですね検討を進めていたということです。まちづくりであったり定住ということも関連ということで、まちづくり推進課で行っておりました。

その関連ということで、今回この条例に関してもですね、一緒に説明をさせてもらったところです。従来いろんな条例もある中でですね、もちろん公営住宅につきましては建設課の所管でありますけども、1 つの条例について他の課がですね提案することもありますし、今回はまちづくり推進課で進めていた売買に関する関連条例ということで一緒に説明させてもらったということです。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

それで特公賃の住宅にするということで、そういうふうになった場合にですね、入居者の募集というのは、今のまちづくり推進課の予算を使ったから I ターンとか U ターンに限るよとかね、いうことがあるんじゃないかとちょっと不信感を持ったんです。

公営住宅というのは、公にね募集をして入居者を決めるべきだと思ってますので、そういうことがあるかないか私の方に教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

入居の、入居者の公募の方法ということでご質問いただきました。こちら特公賃の条例の中に入居者の公募の方法について、条文が定めてあります。

こちらに基づきまして、公平にですね、自治会文書であったり、ホームページであったり、そういった中でですね、広く周知をした中で公正なですね入居者の審査をしていきたいというふうに思っています。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

ちょっと今の答弁はね、納得し兼ねるんです。公募なら公募、いわゆる町営住宅として公平に扱わなくてはいけないわけでしょ。住民に対しては。

そこらへんを明確にしてほしいんですよ。紛らわしいこと言わずにね。募集は公募に限りますとかいう、特定なこととしてはいけないと思ってまして、公営住宅はあくまでも公募によって入居者を決める。特公賃については、普通の住宅もですけども、収入の制限はある。だけど入居者の制限はないはずですからね。そこらへんはちゃんと法律に照らし合わせた特定公共住宅ということですから、きちんとしてもらわないといけんと思っています。いかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

今回提案しております特公賃の条例の中に、先ほども申しましたが、条文の中に入居者の公募の方法という項目があります。そちらの方に、町広報への掲載、庁舎その他町内地区の適当な場所における掲示、町情報通信施設への伝達、町民に対する文書の回覧こちらの内のいずれかの2つ以上のものをもって、まず公募するという事になっております。そしてその中で入居者の選定につきましては、住宅に困窮する事情を調査し、住民に困窮する度合いの高い者から入居者を選定するということもあり、またその選定については、入居者の選考委員会の意見を聞いて行うとなっております。こちらに基づいてきちんと審査をして入居者を決定したいということになっております。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

これまで特公賃の住宅というのは何カ所かあるんですが、それと入居基準が違うってことですか。そこらへんをはっきりして欲しいんですよ。

本来なら、今、まちづくり推進課が予算をして、購入した住宅だけでも、この特公賃の住宅となった場合には、その入居の資格をやっていくのは建設課が所管でやるべきではないでしょうかね。そこらへんがね、はっきりしないと公平な住宅供給というところにかないと思うんですよ。それで選考委員会の人、どういう人があたられるのかわからないけども、例えばね、こういうこと言うといけんかもしれんけども、自分の気に入らんのをはねるとかね、いうことがあると困るんですよ。だからあくまでも特公賃の住宅になったら、建設課へ管理を移管して、建設課が募集するというのが建前だと思うんですがいかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

今回のですね、条例の説明につきましては、まちづくり推進課から関連ということで説明をさせていただきました。今後の事務につきましては、議員のおっしゃるとおり建設課の方でやりますので、先ほどの選考委員会の事務局も建設課になっておりますのでこちらに基づいて建設課の方に移管して事務を行うということにしております。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○7 番（景山 登美男） はい。7 番。

これはあくまで確認です。最初にこの条例については取得の予算の段階から地域振興課でやったので、今回の条例について、まちづくり推進課で説明をしてきたと。今、最後のやり取りの中で、これが条例化された後は予算を公営住宅、今現在ある公営住宅経常管理費とかいろんな、いわゆる公営住宅としての予算になるし、それから管理、募集すべてのことを建設課でやるということを最後に言われたと思いますが、もう一度確認させてください。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

確認ということで、もう一度ですね説明をさせていただきます。

今回の議案第 58 号の財産取得に関してまちづくり推進課で行っておりますので、関連の条文として、議案の第 57 号についてもまちづくり推進課の方で説明をさせていただきました。

ただ、今後のですね、事務、入居選定等につきましては、町営住宅の中の一部ということで建設課の方ですね、事務を移管して行うということにしておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 59 号、飯南町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 60 号、町道路線の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○7 番（景山 登美男） はい。7 番。

提案理由はよくわかります。了解いたしますが、農道として整備するための路線の廃止ということなんですけども、これ中山間地域総合整備事業で農道として整備したあとの予定といいますか、そうしたことをどういうふうにご考えておられるかということ、いわゆる農道として整備が終わったあとですね、また町道にかえすとかかえさないとか、いつ頃どうなるかとか、そうしたことを説明をお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

7 番議員よりの質問にお答えします。このたび農道として中山間総合整備事業で道路改良を行います。改良が終わりましたら、これまでも何路線か整備をしております。当然どこかの時点でですね、町道として認定をして戻して町道として管理をしたいという思いはありますが、その中山間総合整備事業の方の補助金を使って整備したところ、その何年経てば町道に戻せるかということ、ちょっと明確なところを県の方からも答えが返っていませんで、これまで整備したものについても、どの時点で町道の方に復帰させることができるかということは、今、明確になってないところでございます。今後、そのへん、県の方にも伺ってですね、戻せる、町道としてまた再認定で

きるようになりましたら、町道としてまた管理をしていきたいというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 61 号、町道路線の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 62 号、令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を議題として質疑を行います。

はじめに、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて歳出について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋英次議員。

○8 番（高橋 英次） 5 番。

若干お尋ねいたします。12 ページ、2 款 1 項 4 目、会計事務経常管理費でございますが、コンビニ公金収納手数料の増とあります。コンビニで納付される方が増えたと思いますが、現在だいたい何件ぐらいコンビニで取り扱っておられますかね。

この納入される件数というのは。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋英次議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

ただ今ご質問のありましたコンビニ収納に係るものですが、今取りまとめておりますのが町税に係るもののみ把握しておりますのでお答えさせていただきます。

コンビニ収納につきましては、令和 3 年度 4 月からスタートしておりますが、町県民税の方で約 3.5%、それから固定資産税の方で 3.2%、軽自動車税で 20.3%、国民健康保険料 2.4%、後期高齢者医療保険料 0.1%、トータルで 4.1%の割合で収納しております。

す。特に軽自動車税につきましては、町外に出られた方も多いものと考えておりまして割合が非常に高いという印象を受けております。

それから感覚的なところでいきますと、他の例えば住宅使用料ですとか、奨学金等につきましてもあわせて住民課の方データがまわっておりますが、非常に増えてきているような印象を受けております。

それから若干ですね、口座振替をコンビニ収納の方に変えられるという動きも出て来ておりまして、非常にコンビニ収納については時間の制約がないということで利用が進んでいるものと考えております。以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 8番、安部 丘議員。

**○8番（安部 丘）** はい、8番。

予算書20ページ、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業施設費でございます。育苗センターについてお伺いします。

詳しい資料を頂戴したので、その詳しい資料をもとに確認をさせていただきたいんですが、管理施設、今現状、鉄骨ハウス2棟、パイプハウス23棟とございまして、借用ハウスを含むとございます。この借用ハウスが何棟あるかということと、今回更新する予算に計上されております施設の中には、ハウスの自動換気設備であるとか、自動かん水設備の追加というふうになっております。これらの借用ハウスについてもこれらの設備を追加するのか否か、そういうことと、この借用ハウスは、いつまで借用ハウスで業務を続けられるというか、町として運営し続けられるつもりなのか、この3点をお伺いします。

**○議長（早樋 徹雄）** 8番、安部 丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

**○産業振興課長（植田 勉）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 植田産業振興課長。

**○産業振興課長（植田 勉）** 番外。

先ほどの8番議員さんの質問にお答えします。借用ハウスにつきましては、23棟のうち11棟が借用ハウスでございます。こちらですね、つがが農園さんが整備されたハウスをお借りして育苗をさせていただいております。

整備につきましては、この借用ハウスも含めて今回自動換気施設等は整備させていただこうと思っております。こちらの今の借用しているハウスでございますが、つがが農園さんの方が現在解散のご意向もございまして、基本的にはですね、実は早めに取得をしてあげようと思っております。町としてはですね、この育苗のために必要な施設でございますので、この借用ハウスはできればですね、来年度にはですね取得をさせていただ

こうと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石玲児議員。

○9 番（平石 玲児） 9 番。

先ほどの安部議員に続いての質問ということなのですが、育苗センターのことなのですが、建ったのが平成 9 年ということで、約 24 年ですか、経ってます。で、ここに改修ということで 1 億 4 千万かけるということですが、結局 20 何年前の施設にそれだけお金をかけるということだと思うんです。農業もいろいろと進歩してて、例えば密苗とかです、いろんなこともありますでしょうし、やり方がだいぶ 20 何年前とは変わっていると思うんですよ。

そういったところの将来的な見積もりといたしますか、これ改修してあと何年使うんだというところも見えませんか、これ 24 年経って何のこともやってこなかったのかなというように思いはありまして、ここにこれだけのお金をかけてどうかなとそういう将来的なこともお聞かせ願えたらと思います。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石玲児議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

先ほど 9 番議員さんのご質問でございますが、農業がいろいろ変わっているということでございますけども、確かに 24 年前から現在までは変わってきていると思います。育苗についてはですね、いろいろあると思います。自家育苗とかそういった方法もございます。ただですね、今こうして今農業も担い手が非常に不足してくる中で、できるだけ農家さん負担軽減とかですね、そういったことに繋がるようなためにはですね、こういった収受的な育苗施設というのにも必要ではなかろうかと考えております。最初説明の時に申しましたが、当初整備したときからですね、生産量は増えてきております。やっぱりこういった需要については高まっておりますので、こういった施設は必要であろうと思っています。

今後どれぐらいまでこの施設を使っていくかということでございますけども、なかなかそこまでシミュレーションは正直しておりませんが、飯南町のいいお米がですね、しっかり生産できるようにですね、この施設は何年と決めずにですね、整えて運営していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員。

○3 番（熊谷 兼樹） はい、3 番。

この前の全協で宿題も出しているので聞かせていただきますが、18 ページの雲南市・飯南町事務組合経常負担金 578 万 2 千円ですが、これ人件費と処理費というふうに説明資料になっておるんですが、具体的に処理費と人件費というのはいくらといくらなんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員の質疑に対する答弁を求めます。  
暫時休憩します。

午後 3 時 17 分休憩

午後 3 時 19 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

雲南市・飯南町事務組合経常負担金 578 万 2 千円について、3 番議員からご質問いただいたと思います。人件費と処理費用ということですが、人件費に係る部分が派遣職員の人件費、それから総務費、総務負担金を合わせて 20 万円の増額です。それからその他が処理費用になっておりまして、いいしクリーンセンターのごみ処理費用、それから雲南エネルギーセンターのごみ処理費用と合わせて、残りの 558 万 2 千円ということになっております。

そのうち、いいしクリーンセンターの費用が 97 万 5 千円、残りが雲南エネルギーセンターの処理費用ということで、雲南エネルギーセンターでのごみ処理が増えるということに伴います処理経費、ほとんどが処理経費ということになっております。

○3 番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員。

○3 番（熊谷 兼樹） 3 番。

それで、事務組合の方から多分出雲のエネルギーセンターへ処理料というのがどういう形で入っていくか、1 年丸ごとぽーんと 4 月に入っているのか、何期ごとに分けるのかよくわかりませんが、来年 3 月から 11 月に早めるということは、出雲エネルギーセンターに行っているお金が返ってくるんじゃないかと私は普通に考えれば思うんですけど、その金額は確定しているんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

ご質問のありました出雲エネルギーセンターでの処理費用の返還分につきましては、おそらく負担金の返還はあるものと見込んでおります。1 年分 3 月末までの負担金を今予算計上しておりまして、分割して負担金を支出しておりますけれども、おそらく返還金はあるものと思いますが、実績に基づいて、ごみ処理の実績に基づいて返還されるということで、今現時点でいくら返還があるかというのは事務組合の方でも算出が難しいということで聞いております。ただ、返還金については必ずあるだろうということで聞いております。

それから、あわせて今後もですね、出雲エネルギーセンターの後処理、施設の後処理ですね、あとしまい作業と言いますけれども、それに関する費用負担というものも考えられますし、跡地をどのように活用していくかということで、今後についてもそれらの関連について、一緒に協議を進めていくということで予定しております。以上です。

○3 番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員。

○3 番（熊谷 兼樹） 3 番。

金額が明確に、確かに、単純にたぶん処理委託費だけじゃないものがあるので、今後（聞き取り不能）されると思うんだけど、基本的に来年の 3 月いっぱいまではエネルギーセンターが、今事務組合で処理しているのについては、処理する義務があるんじゃないかと思うんですよ。ただそれが早まったのは、出雲市の都合ですよ。施設が予定より早くできたのかどうかかわからないですが、仮に引き受けるのをやめたにしても、損をするような形でそれをやめる、11 月 12 日とかいつか日にち決めてますよね。根拠がわからないんですよ。受け入れられなくはないはずなんです。向こうは。送れば。なのにこの今回負担した 578 万円よりも出雲のエネセンから返ってくるお金が 300 万くらいだった時には損せにやいけんという理屈になりますよね。1 千万返ってくればいいですよ。儲ける話だけ。だけれどもそういうことの金額的なものが確定しない段階でこういうこと決めて大丈夫なのかという、よく決めたなという考え方もできるけど、要は 3 月 31 日までは、今のいいしクリーンセンターから出雲のエネセンに送っても別に問題ないんですよ。置き場はあるんです。処理しなくても。処理できなかったら民間委託するんですから。関係ない。だから無理に損してまで雲南へ送る必要もない。だからそういう議論をせんこうに 11 月に変えますよという結論を出された意味がわからないんですよ。

だからこないだ全協のところで、金銭的な流れを全部整理してくださいねという質問を

お願いをしといた。この今言われたエネセンがどういう（聞き取り不能）されて、いくら分お金が返ってくるのか、いったいいつ頃になったらわかるんでしょうね。ざっくりとしたものはだいたい年間の処理数量いうものはそんなに変わるわけないので、処理量としてのものは推計できるんじゃないかと思うんですよ。約、何百何十何円まで正確に出せとは言うわけじゃないので、少なくとも、今後は更に負担する 578 万 2 千円よりも多いのか少ないのか。ぐらゐのことは示してもらわないと納得できないこの予算計上だと私は思っています。答弁していただけますか。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

先ほど 3 番議員から追加でご質問いただきました。3 月 31 日までのごみ処理については、実は協定書の方には期間はうたってありません。可動する期間ということであってありまして、明確に 3 月 31 日まで出雲エネルギーセンターで処理をするという協定にはなっていなかったということで聞いております。

それで、そういった中で出雲市の新施設、建設が早まったことによりまして出雲市の方では新施設の方でごみ処理を行いたいということで、このような形になっております。

また加えて、雲南エネルギーセンターでの処理と、出雲のエネルギーセンターでの処理とは方法が異なっておりまして、出雲エネルギーセンターでは業務委託という形でごみ処理を行っておりますが、雲南エネルギーセンターに対する負担金については、いいしクリーンセンターからの職員が自走で運搬するということで人件費部分も含まれておりまして、ごみ処理と人件費部分ということで、なかなか単純に比較が難しいということで、事務組合からは回答いただいております。

当初の予算で広域負担金出雲エネルギーセンターの関係では、約 2 千万余りの負担金を計上しております。どこまで返還があるかというところが、今明確にお答えできなくて申し訳ありませんが、11 月の実績に基づいて早い段階でお示しをしたいと思っております。以上です。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

先ほど 3 番議員のほうから、このごみ統合処理の経費のことについて質問いただいております。住民課長の方がお答えさせていただいたとおりですが、協定に基づいて明確な期限は示されていないんですが、一応年度末ということで、そういうことでスタートしておりました。この 11 月 12 日というのもだんだん早まってきました、最初は年内、それから今回正式に 11 月 12 日ということで、この統合処理日が決まったわけですが、先

ほど申されました処理費のですね、さやみたいなもんが当然生まれて返還があるんじゃないかということでそれは当然あると思っております。この12日につきましても、出雲市、それから雲南市・飯南町事務組合、それから雲南市、飯南町各市町の首長もよりまして確認もしております、この日でスタートということで合意しております。

私がいちばん心配するのは、先ほど住民課長の方が申しましたが、出雲エネルギーセンターの後処理の問題です。これに莫大な費用がかかるということで、まだ概算の金額でしか示されておきませんが、そうした負担をですね求められるということで、そうしたごみ処理の差額のその返還よりも、そうした後処理のですね、今後負担がですね、かなり出てくるんじゃないかとそこのところ心配しております。

このことにつきましても、また概要が明らかになりましたら、議会の方へも説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○8番（高橋 英次） 5番。

大変申し訳ないまた清掃費入りますが、4款2項1目の清掃総務経常管理費ですか、報償費として16万4千円ですか。これは程原の自治会の方が自分たちの地区の物を運ばれたということですか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

清掃総務経常管理費についてご質問いただきました。おっしゃったように豪雨災害に伴いまして、程原地区への町道が一部河川の災害で道幅が狭くなっております。応急復旧で土嚢等を積んで軽車両は通れるような形で復旧をしていただいておりますが、軽車両のみの通行可ということでパッカー車の方が入れないという状況がございますので、ごみ収集車、それから資源ごみ等の車両も通行が難しい、通行した時に道路に影響があるんじゃないかと思っておりますので、その間、地元の程原自治会の方に軽車両でごみを井戸谷のボックスまで運搬をしていただくということで考えております。

以上です。

○8番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○8番（高橋 英次） 5番。

これは現在も進行形で続いているということです。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋英次議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

豪雨災害のあとから通行不可能になっておりますので、今現在は予算を流用して対応しておりますが、このような形でおそらく 3 月末までは必要ではないかということで補正予算として計上させていただきました。以上です。

○8 番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋英次議員。

○8 番（高橋 英次） はい、5 番。

災害が起こって、道路が車が通れなくなると。土嚢を積んで軽車両なら通れるようになっていると言われますが、ご存じのように程原地区の方、ご高齢の方が大半でございまして、そういった災害が起こった道路、普通生活で通ってはおりますが、なかなかごみの運搬で井戸谷までという、なかなか危険も伴うんじゃないかと。これは老婆心ながら思うわけですが、それは自治会の方も快く了承されて、自分たちで井戸谷まで運ぶと言われたんでしょうか。それとも町の方からお願いして、ぜひともお願いできませんでしょうかと言われたのでしょうか。

なるべくならこちらの方から収集に軽の通行可能な車両で行かれて、助けてあげるということも考えてはもらえなかったのかということ、少し聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

追加でご質問いただきました。ごみの収集につきましては、地元の自治区長さんにまずご相談をさせていただきました。程原自治会の方だけでは難しいかなとは思っておりまして、何とか地区の方のお力をお借りできないかということで、自治区長さんの方にご相談したところ、自治区長さんの方から程原自治会の方とお話をいただいて、地区の方がご協力をいただけるということになった経過がございます。

なかなか難しいということであれば、町の職員で何とかするべきところかなと思っております。また、クリーンセンターの方に軽車両をといるところも検討をしましたが、なかなか費用負担の方が別途車両を出すということになりますので、かかるだろうと思っております。地元の方が難しい場合は町の職員でも何とか手助けできればとは思っておりますが、現時点では地区の方にご協力をいただけるということでお願いをさせていただいております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○8番（高橋 英次） 議長。5番。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋英次議員。

○8番（高橋 英次） はい。

これはお願いというか意見ですが、ぜひとも安全の確保の面で、程原の方が無理なら他の手段をもって、ほんとにほとんどご高齢の方ばかりなので、安全を優先されて、程原の住民の方と、自治会の方とお話をされて、納得ずくで行っていただきたいと。安全を第一に考えてこれからも取り組んでいただきたいと、これは意見でございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。2番。

さっきの5番議員とのやり取りの中で、軽車両という答弁が出てきておりますけども、軽自動車の間違いでしょ。軽自動車。軽車両は自転車かなんかですよ。会議録はそういうふう訂正をされたほうがいいと思いますがね。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

たいへんすみません。表現を誤っておりまして、軽車両ではなく軽自動車の誤りでございます。たいへん申し訳ありませんでした。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

歳入のところで聞くべきだったと思いますけども、22ページ款、土木費、項、住宅費、目、住宅管理費の公営住宅経常管理費496万1千円ですけども、概要書等々見るとですね、雪害による志津見団地、中通団地の屋根修繕ということで、これはこれとして、その財源がですね、歳入の方の概要書を見れば、住宅雪害見舞金ということになっております。この住宅雪害見舞金というのは、どういう制度のものかということと、建物損害保険金の保険の適用にはならなかったのかということをお尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

7 番議員のご質問にお答えします。歳入の方にですね、同額組まれて、358 万円組まれていると思いますが、志津見団地につきましては、民間の損害保険の方で、雪害の保険金として、これが見舞金という形で支給されます。

中通の方は、役場で公共施設、かけてます建物共済、そちらの方の雪害に対する保険金、こちらは保険金です。意味合い的には見舞金ってなってますが、雪害による保険金でございます。この保険金を充当して修繕を行うものでございます。

○7 番（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山 登美男） はい。

保険金は保険金だと。今の琴引スキー場が、そのとおり建物損害保険金ということになっておって、この違いが気になったものですからお尋ねしましたけども、保険金は保険金だということで、もう一度そのとおりだと言っていたらいいですけども。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

そのとおりでございます。

○議長（早樋 徹雄） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） これで質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。15 時 50 分を再開といたします。換気をお願いします。

午後 3 時 38 分休憩

午後 3 時 50 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。

次に、議案第 63 号、令和 3 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 64 号、令和 3 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 65 号、令和 3 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 66 号、令和 3 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 67 号、令和 3 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 68 号、令和 3 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

## 日程第 9 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第 9、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第58号、議案第59号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、以上11議案。

教育経済常任委員会は、議案第57号、議案第60号、議案第61号、議案第67号、議案第68号、以上5議案。

予算特別委員会は、議案第62号、以上1議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり付託することに決定しました。

これで委員会付託を終わります。

**○議長（早樋 徹雄）** お諮りいたします。以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、8日、9日は休会とし、本会議の再開は10日午前9時といたします。

一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書を提出してください。質問をされない方はその旨報告をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

**午後3時54分散会**

---